平成２４年（フ）第８９号
相模原市中央区相模原６丁目11番１号　ＨＥＩＡＮコーポラス106
債務者　工藤　吉孝
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１号
新潟県三条市北入蔵２丁目11番３号　北入蔵県営住宅３―342号室、住民票上の住所新潟県三条市北入蔵２丁目11番３―342号
債務者　関山　寿人
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２号
新潟県三条市西本成寺１丁目37番33号　ローダンセＣ棟201号、前住所東京都八王子市明神町１丁目10番17号　ハウゼ・イケダ303号
債務者　鈴木　妙子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７号
新潟県三条市飯田2277番地１　コーポラス飯田１号第101号
債務者　五十嵐啓子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第８号
新潟県燕市吉田3655番地１　クレサンベール吉田202号、申立時の住所新潟県加茂市千刈２丁目５番10号
債務者　矢部真紀子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第９号
新潟県三条市一ノ門２丁目９番21号
債務者　高野　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１８１３号
大阪府松原市大堀３丁目16番26―205号
債務者　八木興業こと　伊藤　誠也（旧姓俵石・八木）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
堺市中区深井北町698番地４、前住所大阪府大阪狭山市東池尻１丁目2147番地の１　１―322号
債務者　寶商事こと　宝玉　孝之
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
大阪府富田林市向陽台１丁目４番４号
債務者　中野　兼司
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
堺市堺区栄橋町１丁１番８号　エルム栄橋507号
債務者　入口　喜助
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
堺市堺区栄橋町１丁１番８号　エルム栄橋507号
債務者　入口美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
堺市南区庭代台３丁13番７―406号
債務者　谷口　直美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
堺市堺区甲斐町西３丁２番８―206号
債務者　鈴木　誠司
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
堺市西区浜寺船尾町西２丁113番地10
債務者　若松　文代
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番105―502号
債務者　上西太嘉敏
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
大阪府富田林市小金台４丁目６番11号、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町４番６―502号
債務者　ナイス・スタディこと　柴口　圭司
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ16棟405号室
債務者　松村　祐香（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係